

館山市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）に要する費用の額の算定に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、館山市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第8条に規定する介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）に要する費用（以下「第1号事業に要する費用」という。）の額の算定に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、実施要綱で使用する用語の例による。

（第1号事業に要する費用の基準）

第3条 第1号事業に要する費用の額は、別表第1に規定する単位数に別表第2に規定する1単位の単価を乗じた額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（第1号事業支給費の算定方法）

第4条 訪問介護型サービス（以下「訪問型サービス」という。）及び通所介護型サービス（以下「通所型サービス」という。）に係る第1号事業支給費の支給については、前条に規定する費用の額に100分の90を乗じて得た額とする。

2 第1号被保険者であって介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」とする。）第59条の2第1項に規定する所得の額が介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」とする。）第29条の2第3項で定める額以上である利用者に係る第1号事業支給費の支給については、前項中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

3 第1号被保険者であって法第59条の2第2項に規定する所得の額が施行令第29条の2第6項で定める額以上である利用者に係る第1号事業支給費の支給については、第1項中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

（第1号事業支給費の額の特例）

第5条 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第97条に規定する特別な事情がある場合の取扱いについては、館山市介護保険規則（平成14年規則第1号）第15条の規定を準用するものとする。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条第 1 項関係）

サービスの単位数	
訪問型サービス	介護保険法施行規則第 1 4 0 条の 6 3 の 2 第 1 項 第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和 3 年厚生労働省告示第 7 2 号）によるものとする。
通所型サービス	
介護予防ケアマネジメント	

別表第 2（第 3 条第 1 項関係）

1 単位の単価：1 0 円
